

能美市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年3月25日

能美市監査委員 齊藤 敏 明

能美市監査委員 南山 修 一

1 監査の実施日及び対象課

実 施 日 令和6年2月26日（月）

対 象 課 企画地域振興課（1事業）、いきいき共生課（1事業）
福祉課（2施設）

2 監査の方法及び着眼点

市から団体へ交付されている補助金等が、補助目的に沿って正しく使われているか、また、補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか、あるいは、公益上の必要性は十分であるか。

指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか、会計処理が適切に行われているか、施設管理業務の実施状況は適切か、事業計画に沿って適切に実施されているか、所管課の指導監督は適切に行われているか、決算報告書に誤りはないか。

監査資料に基づき、所管課職員から執行状況の説明を聴取する他、当該施設等の現地調査が必要である場合は、各団体へ協力を求める。

3 監査の結果

財政援助団体等の監査を実施した結果、一部事業において、補助率や補助対象経費の規定が不明確であるものがあった。これらについては昨年度の監査でも指摘している。補助金の内容を精査し、適法かつ適正な規定を整備することを改めて求めた。

指定管理者制度による「公の施設」の管理委託の監査を実施した結果、管理

運営費の資料において分かりにくい点が見受けられたため、資料の改善を求めた。

別途口頭で指摘した事項については十分に検討し、市の施策に繋がる補助事業・指定管理者制度の活用となるよう、さらに適正化に努められたい。

このほかの事項については、監査した限り、概ね適切に経営・運営されていると認めた。